

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市新型コロナウイルス拡大防止協力店舗等関連事業者支援金																	
補助事業等の標目	令和3年8月13日付けで発出された長野県からの営業時間短縮等の要請に応じた諏訪地域の飲食店等（以下「対象飲食店等」という。）と直接商取引等をしている事業者に対して支援金を給付することにより、営業時間短縮期間の受注減少の影響を緩和し、安定した事業経営の継続及び雇用の維持を図る。																	
補助事業等の対象者	<p>1 令和3年8月15日以前に、市内に事業所等を構えて事業を営む中小企業者であって、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 法人にあつては、市に法人設立（設置）異動等申告書を提出していること。</p> <p>(2) 個人事業者にあつては、市内に事業所を有している者であること。</p> <p>(3) 対象飲食店等との間に、令和3年1月1日から同年8月15日までの間に直接商取引等のあった事業者であること。</p> <p>(4) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げるもののうち、別表の業種を営む者であること。</p> <p>(5) その他市長が適切と認める事業を行う者であること。</p> <p>2 次に掲げる者については、補助対象者から除くものとする。</p> <p>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員、諏訪市暴力団排除条例（平成24年諏訪市条例第20号）第6条第1項に規定する暴力団関係者又は警察当局から排除要請のある者</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項の性風俗関連特殊営業その他公序良俗に反する事業又は公的な資金の使途として、社会通念上、不適切であると判断される事業を行う者</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する中小企業者</p> <p>ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の会社をいう。以下同じ。）が所有している中小企業者</p> <p>イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者</p> <p>ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者</p> <p>(4) この取扱基準による補助金の交付申請をする時点において開業していない者</p> <p>(5) その他市長が不適切と認める事業を行う者</p> <p>【別表】</p> <table border="1" data-bbox="443 1742 1358 2069"> <thead> <tr> <th>大分類</th> <th>中分類</th> <th>小分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">E 製造業</td> <td>09食料品製造業</td> <td>0992めん類製造業</td> </tr> <tr> <td>10飲料・たばこ・飼料製造業</td> <td>1023清酒製造業</td> </tr> <tr> <td>I 卸売業、小売業</td> <td>52飲食料品卸売業</td> <td>全て</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">N 生活関連サービス業、娯楽業</td> <td>78洗濯・理容・美容・浴場業</td> <td>781洗濯業</td> </tr> <tr> <td>79その他の生活関連サービス業</td> <td>7999他に分類されないその他の生活関連</td> </tr> </tbody> </table>		大分類	中分類	小分類	E 製造業	09食料品製造業	0992めん類製造業	10飲料・たばこ・飼料製造業	1023清酒製造業	I 卸売業、小売業	52飲食料品卸売業	全て	N 生活関連サービス業、娯楽業	78洗濯・理容・美容・浴場業	781洗濯業	79その他の生活関連サービス業	7999他に分類されないその他の生活関連
大分類	中分類	小分類																
E 製造業	09食料品製造業	0992めん類製造業																
	10飲料・たばこ・飼料製造業	1023清酒製造業																
I 卸売業、小売業	52飲食料品卸売業	全て																
N 生活関連サービス業、娯楽業	78洗濯・理容・美容・浴場業	781洗濯業																
	79その他の生活関連サービス業	7999他に分類されないその他の生活関連																

			サービス業のうち自動車運転代行業
補助対象経費	対象飲食店等が営業時間短縮等を行った期間に係る受注の減少額に相当する額及び事業を継続し、雇用を維持するために必要な経費		
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>1 支援金の支給額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該区分は、長野県が令和3年8月13日付けで発出した営業時間短縮等の要請を受けた時点における区分によるものとする。</p> <p>(1) 法人 200,000円</p> <p>(2) 個人事業者 100,000円</p> <p>2 この取扱基準による支援金の支給は、一事業者につき1回に限るものとする。</p> <p>【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】</p>		
補助事業等の評価	補助事業者からの申請書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。		
補助事業等の開始時期	令和3年10月1日		
補助事業等の終了時期	<p>令和3年12月31日</p> <p>【終了時期が3年を超える場合の理由】</p>		
情報の公表の方法等	補助事業件数、補助金交付金額、評価内容等を市ホームページにて公表する。		
その他	この取扱基準において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第2条第1項に規定する旧有限会社を含む。）又は個人をいう。		
提出書類	<p>支援金の支給を受けようとする事業者は、令和3年11月30日までに、諏訪市新型コロナウイルス拡大防止協力店舗等関連事業者支援金支給申請書（様式第2号-1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 市内に事業所を有することを証する書類の写し</p> <p>(2) 対象飲食店等との間で、令和3年1月1日から同年8月15日までの間に少なくとも1回以上の直接商取引があることを証する書類の写し（自動車運転代行業の場合は、認定証の写し）</p> <p>(3) 直近の確定申告書類等の写し</p> <p>(4) 法人にあつては、日本標準産業分類が分かる書類、個人事業者にあつては、国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書の写し</p> <p>(5) 支援金の受取口座を確認できる書類の写し</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>		
担当部署	諏訪市 経済部 商工課 商業振興係		

令和 3年 9月24日 制定（令和 3年10月 1日 施行）